

平成18年 5月23日

株 主 各 位

東京都港区西麻布一丁目 2 番24号

株 式 会 社 メ ッ ツ

代表取締役社長 藤 原 正 也

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 6月 8日 (木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番 3号 六本木ヒルズ内
グランドハイアット東京 2F「BASIL (バジル)」

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第18期（平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
2. 第18期（平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日まで）
連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 第18期利益処分案承認の件 |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件
議案の要領は後記「議決権の行使についての参考書類」（24
頁から31頁）に記載のとおりであります。 |
| 第 3 号議案 | 取締役 4 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 監査役 1 名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより当社の議決権を有する他の株主に限ります。）

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、設備投資の増加や雇用・所得環境の改善に支えられた個人消費の好調などによる堅調な内需の拡大に加え、持ち直してきた輸出など外需の伸びを背景に、企業収益が向上し、緩やかながらも全体的に回復基調で推移いたしました。しかしながら高騰する原油価格、今後の税制など先行きに不透明感も残しており、その動向には留意する必要があります。

このような環境の下、社会全体においては安全で安心な社会とは言い難い状況が続いています。平成18年1月に社団法人日本防犯設備協会が発表した統計調査によると、刑法犯認知件数は2年連続で減少、検挙率も3年連続で上昇し改善の兆しは見えるものの、犯罪の凶悪化や知能犯は大幅に増加しています。こうした中で、映像監視装置へのニーズは、低年齢層を対象にした犯罪の増加、共同住宅、駐車場、繁華街などの犯罪抑止のために今後さらに高まるものと見込まれ、今後も設置台数ベースの市場拡大が予想されています。国内防犯設備関連市場の金額市場規模は堅調な推移を見せており、平成17年度は前年比4.4%増の1兆2,000億円になるものと予測されています。また映像監視装置の市場規模も前年比5.3%増と伸びており、1,876億円になるものと予測されています。

一方ASP市場においては、共同作業向けのグループウェアや顧客管理システム、企業資源管理システムなどの業務横断型サービス、VANや認証サービスなどのネットワーク機能などとその内訳も多様化しています。ASPインダストリー・コンソーシアム・ジャパンによると、2004年の国内ASP市場実績は4,280億円に達したと推定されており、今後年平均約30%で成長し、2010年には1兆5,390億円になるものと予想しています。しかしながら、ASP事業者は1,000社近くに増加しており、今後もユーザに対して明確なソリューションを提示できない事業者は市場からの撤退を余儀なくされるでしょう。

また、総務省によれば、デジタル加入者線(DSL)、光ファイバー、CATVなどを含めたブロードバンド通信サービスの加入者数は、平成17年12月末現在で2,237万件となっています。そのうち現時点で高速・大容量のブロードバンド通信の主役を担っているDSLの加入者数は1,448万件となっています。

こうした状況の下、当期におきましてはデジタルセキュリティ事業の顧客導入拡大、セキュリティリアルエステート事業における不動産物件の売却などにより売上は大幅に増加し、売上高1,959,941千円と前期比1,293,961千円(194.3%)の増加となりました。利益におきましても、営業利益は377,522千円(194.3%)の増加となり、経常利益は396,048千円と前期比191,012千円(93.2%)増、当期純利益は407,817千円と前期比198,587千円(94.9%)の増加と増収増益となりました。

つづいて、事業の種類別セグメントの業績を説明いたしますと、ASP・サーバ構築、デジタルセキュリティビジネス、当社サイトにおける広告収入等から構成されておりますポータル配信・セキュリティ事業におきましては、当社セキュリティシステムの知名度向上、好調な顧客開拓等により導入件数は大幅に増加し、デジタルセキュリティ事業が順調に推移しましたが、売上構成の変化に伴い売上高は351,858千円と前期比8%の微減となりました。また、当社のセキュリティシステムをバックボーンとして、これを導入することで付加価値を高めた不動産物件の賃貸・管理運営および売買等から構成されておりますセキュリティリアルエステート事業におきましては、所有不動産の賃料収入や売却等により、売上高は大幅に増加し1,588,271千円と前期比461.3%増となりました。

なお、事業目的に金融業を追加いたしましたことにより、貸付金の金利収入等からなるファイナンス事業を新設いたしました。この事業におきましては、売上高は19,811千円となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：千円)

区 分	第 17 期 (平成17年3月期)		第18期(当期) (平成18年3月期)		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
ポータル配信・ セキュリティ	382,591	57.4%	351,858	18.0%	30,733	8.0%
セキュリティ リアルエステート	282,988	42.5	1,588,271	81.0	1,305,283	461.3
ファイナンス			19,811	1.0		
そ の 他	400	0.1				
合 計	665,979	100.0	1,959,941	100.0	1,293,961	194.3

(注) 事業目的に金融業を追加いたしましたことにより、貸付金の金利収入等からなるファイナンス事業を新設いたしました。

(2) 企業集団の資金調達の状況
特記事項はありません。

(3) 企業集団の設備投資の状況
特記事項はありません。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当企業グループは経営戦略をより早期にかつ確実に実現するため、今後対処すべき課題として次のことを考えていますが、進捗状況として、当期までに以下の取り組みを実施または着手しています。

顧客の開拓について

当企業グループの中核である、デジタルセキュリティ事業を継続的に成長させるためにはデジタルセキュリティシステムを導入する顧客の開拓が必要ですが、これらの顧客層はコンシューマが中心であった当企業グループの既存顧客層と異なり、収益ピルのオーナーや管理会社、フランチャイズチェーン店、倉庫、工場等の企業が中心となります。そのためセキュリティシステムの知識を持った優秀な営業人員を拡充し、顧客層と有力なコネクションを持つ企業と販売代理店契約を結ぶことなど、顧客の開拓が重要であると考えています。

研究・開発技術の拡充について

当企業グループは今後とも市場の変化を的確に捉え、特定のOSに依存しないマルチプラットフォーム上で動作可能なアプリケーションの開発・供給を行っています。また、デジタルセキュリティシステムおよびWebサーバセキュリティシステムの高機能化や低価格化実現のため、最新のASP技術の開発を推進してまいります。そのためには、今まで以上に優秀な研究開発者による充実した研究開発活動が必要であると考えています。

当企業グループの経営理念は他社にはない独創的な製品、サービスを手がけ、その利益の源泉を自社内に確保することで、外部環境に依存しない強い経営基盤を持つことであり、その中核企業である当社は独創的な研究開発型の企業として、ソフトウェア、サーバ、ネットワーク技術を駆使して魅力ある商品やサービスを提供し、消費者の利便性を高め顧客満足度の向上に努めています。

企業グループ全体としては、当社の開発する競争力ある独自製品・サービスをベースにさまざまな事業領域へ拡大させ、成長を加速させていきます。

そして経営の基本方針として下記の項目を策定しています。

開発面においては、インターネットでの提供を前提としてASPを中心としたシステム、サービスの研究開発を行い、ブロードバンド時代のニーズに合致した機能を実現してまいります。

ASP事業とシナジーの高いリアルビジネスとの融合を図ってまいります。現在はデジタルセキュリティ分野に応用して収益を拡大してまいります。直接金融、間接金融を問わず資金調達力を最大限活用し、グループ内に有する不動産事業運営のノウハウを基礎とした不動産ビジネスの新たな領域での展開を目指してまいります。

財務面においては、キャッシュ・フロー経営により、健全かつ強固な財務体質を維持し、詳細かつ迅速な月次決算に努めるとともに、タイムリーかつ適正な情報開示を行ってまいります。

資本政策や営業政策においては、シナジーのあるアライアンスやM&Aを通じて、既存事業の充実・拡張を目指す他、新規事業にも常に可能性を模索してまいります。

当企業グループはこれらの経営基本方針に基づいて、中長期的な発展・成長を実現し、株主・顧客・従業員等のステークホルダーに貢献し続けていきたいと考えています。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移
企業集団の営業成績および財産の状況の推移

期 別 項 目	第 15 期 (平成15年 3 月期)	第 16 期 (平成16年 3 月期)	第 17 期 (平成17年 3 月期)	第18期(当期) (平成18年 3 月期)
売 上 高	388,632千円	335,674千円	665,979千円	1,959,941千円
経 常 利 益	73,408千円	183,620千円	205,036千円	396,048千円
当 期 純 利 益	53,607千円	126,267千円	209,230千円	407,817千円
1株当たり当期純利益	3,296円90銭	7,765円51銭	857円85銭	1,672円07銭
総 資 産	5,373,607千円	5,500,356千円	5,880,653千円	6,038,847千円
純 資 産	5,371,743千円	5,498,010千円	5,621,875千円	5,910,182千円
1株当たり純資産	330,365円50銭	338,131円02銭	23,049円92銭	24,231円99銭

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。
2. 当社は第17期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。したがって、第15期および第16期の数値については同条第3項に規定する監査役および会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものであります。
3. 第15期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年9月25日 企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

〔第15期〕

第15期はASPデジタルセキュリティビジネスが急速に伸張し、既存のソフトウェア事業に代わって当社の中核事業となり売上高は1.2%の増収となりました。また先行設備投資が一段落し、不採算部門の縮小・事業中止、役員報酬削減等の経営改善を推進した結果、前期赤字であった経常利益は603,442千円の増益、当期純利益も966,195千円増と前期に比べ大幅に回復し黒字化しました。

〔第16期〕

第16期はASPデジタルセキュリティビジネスが順調に売上を伸ばしましたが、同事業に注力した結果ソフトウェア製品の売上は減少し、売上高は13.6%の減少となりました。しかしながら収益率の高いASPセキュリティビジネスの拡大と経費削減等を図り、経常利益は183,620千円と前期比150.1%増、当期純利益においても126,267千円と前期比135.5%増となりました。

〔第17期〕

第17期はデジタルセキュリティ事業の拡大と株式会社アロンエステートを子会社化したことなどにより、売上は大幅に増加し、売上高は98.4%の増加となりました。また利益におきまして、売上、経常利益は205,036千円と前期比11.7%増、当期純利益も209,230千円と前期比65.7%増と増収増益となりました。

〔第18期〕

第18期(当期)は、前記「(1) 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

当社の営業成績および財産の状況の推移

項 目 \ 期 別	第 15 期 (平成15年 3 月期)	第 16 期 (平成16年 3 月期)	第 17 期 (平成17年 3 月期)	第18期(当期) (平成18年 3 月期)
売 上 高	268,154千円	223,209千円	245,919千円	1,026,639千円
経 常 利 益	3,186千円	96,151千円	106,347千円	348,479千円
当期純利益または純損失()	16,144千円	21,977千円	552,726千円	387,784千円
1株当たり当期純利益 または純損失()	992円92銭	1,351円61銭	2,266円20銭	1,589円93銭
総 資 産	6,204,307千円	6,226,335千円	5,588,724千円	5,858,981千円
純 資 産	6,202,562千円	6,224,539千円	5,586,448千円	5,854,721千円
1株当たり純資産	381,461円41銭	382,813円02銭	22,904円67銭	24,004円60銭

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。
2. 第16期から「商法施行規則の一部を改正する省令（平成15年2月28日法務省令第7号）」に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
3. 平成16年3月11日開催の当社取締役会において、平成16年5月20日付をもって、平成16年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。この株式分割により発行済株式総数は32,520株増加しました。
4. 平成16年8月30日開催の当社取締役会において、平成16年11月19日付をもって、平成16年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。この株式分割により発行済株式総数は195,120株増加しました。

〔第15期〕

第15期はソフトウェアのOEM供給において前期程の大型契約が無く、子会社へのライセンス販売も低下したため売上高は48.5%の減収となりました。しかしながら新規事業への設備投資費用・開発費用が一段落し、大規模なコスト削減等を行ったことから、経常利益は110,909千円回復し黒字化しました。当期純損失においても426,180千円の大幅な回復となりました。

〔第16期〕

第16期は子会社で販売を手掛けるASP事業が主力となってきたためソフトウェア製品の売上がさらに減少し売上高は16.8%の減収となりました。しかしながらグループ全体としては力強い回復基調にあり、コスト面の改善も完了したことから経常利益は2,917.5%の増益、当期純利益においても38,122千円回復し黒字化しました。

〔第17期〕

第17期はソフトウェア事業を営業譲渡し、セキュリティ事業も順調に売上を伸ばすことができ売上高は10.2%の増収となりました。また、経常利益も子会社の株式会社アロンエステートからの受取利息等営業外収益を加え10.6%の増益となりましたが、子会社の株式会社アイメディアの清算に伴い子会社整理損を計上したため当期純損失は552,726千円となりました。

〔第18期〕

第18期はセキュリティ事業における顧客導入が順調に推移したことおよび不動産売却などにより売上高は、317.5%と大幅な増収となりました。さらに製造原価や販売費および一般管理費の効率化により経常利益は227.7%の増益、当期純利益においても387,784千円と黒字化しました。

2. 会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主要製品
ポータル配信・セキュリティ事業	ASPデジタルセキュリティビジネス、ASP・ダウンロード販売
セキュリティリアルエステート事業	セキュリティシステムを導入した不動産物件の賃貸、売買、管理、仲介、サブリース
ファイナンス事業	不動産担保融資、プロジェクトファイナンス、その他セキュリティリアルエステート事業に関するテナントおよび売却先向け金融サービス

(2) 企業集団の主要な営業所および工場

当 社 本 社 東京都港区西麻布一丁目2番24号

国内営業拠点 当社、株式会社アロンエステート（東京都港区）

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数

975,600株

発行済株式の総数

243,900株

株 主 数

9,657名

（前期末比5,292名増）

(4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
永 田 典 久	129,220株	52.98%	株	%
有限会社 自在屋	15,795	6.47		
大 塵 純	4,455	1.82		
大阪証券金融株式会社（業務口）	2,155	0.88		
渡 邊 雅 良	1,975	0.80		
みずほキャピタル株式会社	1,785	0.73		
吉 田 太 郎	1,049	0.43		
迫 修	908	0.37		
大 和 証 券 株 式 会 社	734	0.30		
マネックス証券株式会社自己	725	0.29		

(5) 自己株式の取得、処分等および保有の状況
該当する事項はありません。

(6) 新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(7) 企業集団の従業員の状況
企業集団の従業員

	従業員数	前期末比増減
男 性	9名	2名増
女 性	1名	
合 計	10名	2名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員はおりません。

当社の従業員

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	8名	2名増	36.5歳	2.4年
女 性	1名		31.0歳	1.6年
合計または平均	9名	2名増	35.9歳	2.3年

(8) 企業結合の状況
重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アロンエステート	56,700千円	100%	不動産売買、賃貸、管理およびその仲介を行っております。

企業結合の経過

連結子法人等の株式会社アロンエステートは、平成17年4月に転換社債型新株予約権付社債の権利行使により、資本金が10億円増加しました。その後、事業規模に則し会社運営コスト等を削減し、効率的な事業運営を行うことを目的とし、同年12月29日付において資本金を10億5,747万5千円減少しております。

企業結合の成果

当社の連結子法人等は上記の重要な子法人等に記載の1社のみであり、持分法適用会社はありません。当期の連結売上高は1,959,941千円（前期比194.3%増）、連結経常利益は396,048千円（前期比93.2%増）、連結当期純利益は407,817千円（前期比94.9%増）となりました。

- (9) 主要な借入先の状況
 該当する事項はありません。

(10) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	藤原正也	
取締役	渡邊雅良	開発部長
取締役	山口晃司	業務管理部長
常勤監査役	稲田治	
監査役	早川裕司	
監査役	鈴木啓靖	

- (注) 1. 監査役全員は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
 2. 当期中における役員の異動
 (1) 就任
 平成17年6月7日開催の第17回定時株主総会において、鈴木啓靖氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 (2) 退任
 天笠勝氏は、平成17年6月7日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたしました。

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が支払うべき報酬等の合計額	13,000千円
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	13,000千円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	13,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社は、平成18年4月1日付で当社の連結子法人等（100%出資）である株式会社アロンエステートを簡易合併の手続きにより吸収合併いたしました。

合併の目的

企画・営業力を集約・強化し、経営効率化によりさらなる収益性の向上を図るため。

合併期日

平成18年4月1日

合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併とし、株式会社アロンエステートは解散いたしました。

合併比率

存続会社である当社は、株式会社アロンエステートの発行済株式を100%保有しておりましたので、合併による新株式の発行および資本金の増加は行っておりません。

合併交付金

合併交付金の支払いは行っておりません。

財産の引継ぎ

合併期日において、株式会社アロンエステートの資産・負債および権利義務の一切を引き継ぎました。

なお、株式会社アロンエステートの平成18年3月31日現在の財政状態は次のとおりであります。

資産合計	3,902,695千円
負債合計	3,800,105千円
資本合計	102,590千円

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,497,537	流動負債	4,259
現金及び預金	1,357,356	未払金	2,255
売掛金	30,243	未払費用	1,785
前払費用	210	前受金	218
未収還付法人税等	1,662		
その他	108,064	負債合計	4,259
固定資産	4,361,443	資 本 の 部	
有形固定資産	27,339	資本金	2,346,750
建物	10,646	資本剰余金	3,120,187
工具器具備品	16,693	資本準備金	2,755,812
無形固定資産	4,799	その他資本剰余金	364,374
ソフトウェア	2,782	資本準備金減少差益	364,374
コンテンツ	984	利益剰余金	387,784
電話加入権	1,032	当期末処分利益	387,784
投資その他の資産	4,329,304		
関係会社株式	70,875	資本合計	5,854,721
出資金	64,029		
長期貸付金	500,000	負債・資本合計	5,858,981
関係会社長期貸付金	3,670,000		
敷金・保証金	24,400		
資産合計	5,858,981		

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
(経 常 損 益 の 部)		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		
売 上 高		1,026,639
営 業 費 用		
売 上 原 価	511,232	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	176,954	688,186
営 業 利 益		338,453
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,741	
有 価 証 券 利 息	373	
受 取 配 当 金	1,611	
そ の 他	3,729	11,455
営 業 外 費 用		
そ の 他	1,429	1,429
経 常 利 益		348,479
(特 別 損 益 の 部)		
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	41,413	41,413
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	899	899
税 引 前 当 期 純 利 益		388,994
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,210
当 期 純 利 益		387,784
当 期 未 処 分 利 益		387,784

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産.....定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～18年

工具器具備品 4～20年

無形固定資産.....社内利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく

定額法

コンテンツ

7年間の均等償却

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金.....個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。

当事業年度において引当金計上はありません。

4. ソフトウェアの会計処理

販売用ソフトウェアの制作に係る費用は全て研究開発費であり、当期製品製造原価(売上原価)として期間費用処理しています。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(会計処理の変更)

(固定資産の減損に係る会計基準)

「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号)を当事業年度から適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(注記事項)

1. 貸借対照表関係
有形固定資産の減価償却累計額 103,564千円
2. 損益計算書関係
 - (1) 関係会社との取引高
売上高 295,404千円
営業取引以外の取引高 4,580千円
 - (2) 1株当たり当期純利益 1,589円93銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	387,784千円
普通株主に帰属しない金額 (利益処分による役員賞与)	
普通株式に係る当期純利益	387,784千円
普通株式の期中平均株式数	243,900株

3. 研究開発費関係
当期発生の研究開発費 44,356千円

利 益 処 分 案

(単位：円)

(当期末処分利益の処分)	
当 期 未 処 分 利 益	387,784,253
これを次のとおり処分いたします。	
株 主 配 当 金 (1 株につき300円)	73,170,000
次 期 繰 越 利 益	314,614,253
(その他資本剰余金の処分)	
そ の 他 資 本 剰 余 金	364,374,508
これを次のとおり処分いたします。	
その他資本剰余金次期繰越高	364,374,508

(注) 平成17年12月12日に73,170,000円(1株につき300円)の中間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月1日

株式会社メッツ
取締役会 御中

東京国際監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 太 田 眞 晴 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 筧 悦 生 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社メッツの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状況に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対し営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社へ赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 会計監査人東京国際監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

(6) 子会社に関する取締役の職務遂行について、指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月8日

株式会社メッツ 監査役会
常勤監査役 稲田 治 ㊟
監査役 早川 裕司 ㊟
監査役 鈴木 啓靖 ㊟

(注) 監査役稲田治、早川裕司、鈴木啓靖は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,189,433	流動負債	18,101
現金及び預金	1,426,844	その他	18,101
売掛金	30,243	固定負債	110,563
たな卸資産	3,608,438	預り保証金	110,563
繰延税金資産	1,548		
前払費用	210	負債合計	128,665
短期貸付金	12,000		
その他	110,148		
固定資産	849,413		
有形固定資産	31,848		
建物	11,401		
工具器具備品	19,895	資本金	2,346,750
その他	550	資本剰余金	3,120,187
無形固定資産	215,979	利益剰余金	443,245
ソフトウェア	190,182		
その他	25,796	資本合計	5,910,182
投資その他の資産	601,586		
長期貸付金	500,000		
その他	101,586		
資産合計	6,038,847	負債及び資本合計	6,038,847

連結損益計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高		1,959,941
営業費用		
売上原価	1,328,456	
販売費及び一般管理費	253,961	1,582,418
営業利益		377,522
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息	13,864	
その他	12,447	26,311
営業外費用		
新株発行費	7,000	
その他	786	7,786
経常利益		396,048
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	41,413	41,413
特別損失		
固定資産除却損	5,962	
投資有価証券売却損	899	6,861
税金等調整前当期純利益		430,600
法人税、住民税及び事業税		23,768
法人税等調整額		986
当期純利益		407,817

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
連結子法人等の数 1社
連結子法人等の名称
株式会社アロンエステート
2. 持分法の適用に関する事項
該当する関連会社はありません。
3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項
連結子法人等の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
有価証券
その他有価証券
・時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの…………… 移動平均法による原価法
たな卸資産
販売用不動産・仕掛販売用不動産 個別法による原価法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有形固定資産…………… 定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 3～18年
工具器具備品 4～20年
無形固定資産…………… 社内利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく
定額法
コンテンツ
7年間の均等償却
繰延資産…………… 新株発行費
支出時に全額費用として処理しています。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金…………… 個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。
当連結会計年度において引当金計上はありません。
 - (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
ソフトウェアの会計処理
販売用ソフトウェアの制作費はすべて研究開発費であり、当期製品製造原価（売上原価）として期間費用処理しています。
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

5. 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産および負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定は、5年間で均等償却しています。

(会計処理の変更)

(固定資産の減損に係る会計基準)

「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号)を当連結会計年度から適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

連結貸借対照表の注記

有形固定資産の減価償却累計額 112,634千円

連結損益計算書の注記

1株当たり当期純利益 1,672円07銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益	407,817千円
普通株主に帰属しない金額 (利益処分による役員賞与)	
普通株式に係る当期純利益	407,817千円
普通株式の期中平均株式数	243,900株

独立監査人の監査報告書

平成18年5月1日

株式会社メッツ
取締役会 御中

東京国際監査法人

指 定 社 員 公認会計士 太 田 眞 晴 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 寛 悦 生 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社メッツの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社メッツ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以後の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東京国際監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月8日

株式会社メッツ 監査役会
常勤監査役 稲田 治 ㊟
監査役 早川 裕 司 ㊟
監査役 鈴木 啓 靖 ㊟

(注) 監査役稲田治、早川裕司、鈴木啓靖は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 243,885個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第18期利益処分案承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類（15頁）に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置づけております。

また、将来の事業展開に備えるため、内部留保にも考慮しつつ、株主の皆様に対し積極的な利益還元を行ってまいりたいと考えております。

株主配当金につきましては、長期的に安定した配当を維持するとの方針に基づき、1株につき300円といたしたく存じます。これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき600円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。
- (2) 公告の方法について、周知性の向上および経営の合理化を図るため、現行定款第4条（公告の方法）につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (3) 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）にもとづき、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にすると共に株主への周知を図るため、現行定款第13条（議決権の代理行使）に代理人の員数を規定するものであります。
- (4) 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が施行されたことに伴い、定款に定めを設ければ、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、安価で情報を十分に掲載できる方法として、第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

- (5) 「会社法」(平成17年法律第86号)の施行により、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるようになりましたので、緊急時および議案の内容に応じて臨機応変な対応を可能とするため、現行定款第21条(取締役会の決議方法)に第2項を新設するものであります。
- (6) その他、規定の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、変更案第4条(機関)、第7条(株券の発行)、第10条(株主名簿管理人)につきましては、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)のみなし規定にもとづき、平成18年5月1日付で変更いたしております。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条	(商号) 第1条
(目的) 第2条	(目的) 第2条
(本店の所在地) 第3条	(本店の所在地) 第3条
(新設)	(省略)
	(現行どおり)
	(機関)
	第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	(1) 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	(4) 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>

現 行 定 款 第 2 章 株 式	変 更 案 第 2 章 株 式
<p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、 975,600株とする。 (新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項 第2号の規定により、取締役会の決 議をもって自己株式を買受けるこ とができる。</p> <p>(基準日) 第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株 主名簿(実質株主名簿を含む。以下 同じ。)に記載または記録された議決 権を有する株主(実質株主を含む。 以下同じ。)をもって、その決算期に 関する定時株主総会において議決権 を行使すべき株主とする。 2 本定款に定めるもののほか、必要が あるときは、取締役会の決議により あらかじめ公告して臨時に基準日を 定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式および端株につき名 義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって選 定する。 3 当社の株主名簿および株券喪失登 録簿および端株原簿は、名義書換代 理人の事務取扱場所に備え置き、株 式の名義書換、端株原簿の記載、質 権の登録および信託財産の表示また はこれらの抹消、株券の不所持、株 券の交付、株券喪失登録の手續、端 株の買取り、届出の受理その他株式 および端株に関する事務は名義書換 代理人に取扱わせ、当社においては これを取扱わない。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 975,600株とする。 (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行す る。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の 規定により、取締役会の決議によっ て市場取引等により自己の株式を取 得することができる。</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、本定款に定めるもののほ か、必要があるときは、取締役会の 決議によってあらかじめ公告して臨 時に基準日を定めることができる。</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置 く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって定 める。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を 含む。以下同じ。)、新株予約権原簿 および株券喪失登録簿および端株原 簿の作成ならびにこれらの備置きそ の他の株主名簿、新株予約権原簿お よび株券喪失登録簿および端株原簿 に関する事務は株主名簿管理人に委 託し、当社においてはこれを取扱 わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類および株式の意義書換、端株原簿の記載、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、<u>法令または本定款のほか</u>、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度</u>末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって</u>行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、法令に別段定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領および結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第31条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>(営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当会社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第41条 <u>配当財産が金銭である場合は</u>、支払開始日の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（3名）が任期満了となり、取締役渡邊雅良氏はこの機に退任いたします。つきましては、経営陣の充実強化を図るため1名増員し、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
1	藤原正也 (昭和40年3月22日生)	平成9年9月 当社入社 広報担当 平成12年4月 当社広報・IR部長 平成14年5月 当社取締役IR・広報室長 平成15年6月 当社代表取締役社長（現任）	なし	なし
2	山口晃司 (昭和42年7月25日生)	平成16年4月 当社入社業務管理部チーフディレクター 平成16年6月 当社取締役業務管理部長（現任）	なし	なし
3	高橋祐輔 (昭和33年6月10日生)	昭和63年2月 日本ホーム㈱入社 平成14年10月 ㈱アロンエステート入社 平成15年5月 同社取締役 同年12月 同社代表取締役 平成17年6月 同社代表取締役退任 平成18年4月 同社取締役退任 同 当社入社業務管理部チーフディレクター（現任）	20株	なし
4	天笠勝 (昭和47年6月19日生)	平成15年6月 当社監査役就任 平成17年6月 当社監査役退任 同 ㈱アロンエステート代表取締役就任 平成18年4月 同社代表取締役退任 同 当社入社業務管理部チーフディレクター（現任）	なし	なし

(注) 印は、新任候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役鈴木啓靖氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の残任期間となります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

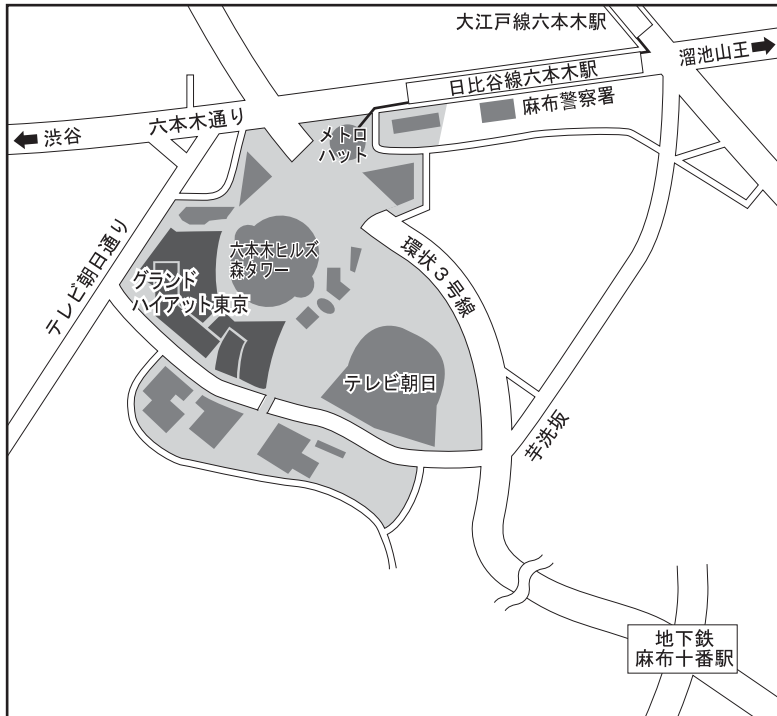
氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
渡邊 守 (昭和45年4月3日生)	平成14年3月 司法書士登録 同 年8月 渡邊司法書士事務所開設（現在 に至る） 平成17年6月 ㈱アロンエステート監査役就任 平成18年4月 同社監査役退任（現在に至る）	なし	なし

(注) 渡邊 守氏は、社外監査役の候補者であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区六本木六丁目10番3号 六本木ヒルズ内
グランドハイアット東京 2F「BASIL（バジル）」



地下鉄からのアクセス

東京メトロ	日比谷線	「六本木駅」(10番出口)より	徒歩3分
都営地下鉄	大江戸線	「六本木駅」(3番出口)より	徒歩6分
都営地下鉄	大江戸線	「麻布十番駅」(7番出口)より	徒歩9分
東京メトロ	南北線	「麻布十番駅」(4番出口)より	徒歩12分

バスでのアクセス

JR渋谷駅より		
都営01折返 / RH01	六本木ヒルズ行き	「六本木ヒルズ」下車すぐ
都営01 / 渋88系統	新橋駅行き / 新橋駅北口行き	「六本木六丁目」下車徒歩2分
JR新橋駅より		
都営01系統	渋谷駅行き	「六本木六丁目」下車徒歩2分